

令和 元年 11月 25日 開会

令和 元年 11月 25日 閉会

令和元年（2019年）第4回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和元年（2019年）第4回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和元年11月25日（月曜日）

令和元年（2019年）第4回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和元年11月25日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和元年第4回紀北町議会臨時会議事日程 令和元年11月25日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第58号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第3号）
	閉 会

令和元年（2019年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和元年11月25日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和元年11月25日（月）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	水谷法夫
農林水産課長	上野和彦	建 設 課 長	宮原俊也
海山総合支所長	植地俊文		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 番 宮地 忍	2 番 田島明良
----------	----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。

東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

おはようございます。

令和元年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年11月25日（月曜日）午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第58号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

以上でございます。

東清剛議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 宮地 忍君

2番 田島 明良君

のご両名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月20日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、令和元年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の1件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計及び水道事業会計の令和元年度9月分について、同条第3項の規定により監査委

員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

東清剛議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第4 議案第58号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げ

げます。

議案第 58 号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第 3 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,968 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117 億 3,180 万 1,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第 58 号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

なにとぞ慎重審議上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

続いて、内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

おはようございます。

それでは、議案第 58 号 令和元年度 紀北町一般会計補正予算（第 3 号）の内容につきまして説明させていただきますので、予算書の 1 ページをご覧ください。

令和元年度 紀北町一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度紀北町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,968 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117 億 3,180 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 11 月 25 日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の災害復旧事業の主な要因につきましては、本年 10 月 18 日の豪雨によるものでございます。

それでは 4 ページをご覧ください。

第 2 表 地方債補正であります。追加が町単農業用施設災害復旧事業 190 万円、国補

町道道路災害復旧事業 160 万円、町単町道道路災害復旧事業 160 万円、町単河川災害復旧事業 320 万円で、変更が町単林道災害復旧事業で 460 万円増額し 600 万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。

第 13 款・国庫支出金、第 2 項・国庫補助金、第 9 目・災害復旧費補助金 333 万 5,000 円の増額は、町道道路災害復旧費補助金を新たに計上するものでございます。

第 17 款・繰入金、第 1 項・基金繰入金、第 1 目・財政調整基金繰入金 5,345 万 3,000 円の増額は、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

8 ページをご覧ください。

第 20 款、第 1 項ともに町債、第 9 目・災害復旧事業債 1,290 万円の増額のうち、農林水産業施設災害復旧事業債 650 万円の増額は、農業用施設が 190 万円、林道が 460 万円を計上するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債 640 万円の増額は、補助災害の町道 160 万円、町単の町道 160 万円、河川 320 万円を新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、9 ページをご覧ください。

第 10 款・災害復旧費、第 2 項・農林水産施設災害復旧費、第 1 目・農業用施設災害復旧事業費は 303 万 5,000 円を増額するものでありますが、二又木頭首工他 8 カ所の災害復旧工事を新たに計上するものでございます。

第 3 目・林業施設災害復旧費は 715 万 3,000 円を増額し、3,431 万 9,000 円とするものでありますが、林道ジャグラ谷線他 13 カ所の災害復旧工事費を計上するものでございます。

10 ページをご覧ください。

第 3 項・公共土木施設災害復旧費、第 1 目・道路橋りょう災害復旧事業費は 910 万円を増額するものでありますが、国補町道災害復旧事業 500 万円は町道馬瀬奥 1 号線の災害復旧工事費を、町単町道道路災害復旧事業 410 万円は、修繕料 20 万円、測量設計委託料 100 万円、町道相賀小浦線他 4 カ所の災害復旧工事費 290 万円を新たに計上するものでございます。

第2目・河川災害復旧事業費は5,040万円を増額するものでありますが、町単河川災害復旧事業で修繕料と、準用河川栗尾川他40カ所の災害復旧工事費を計上するものでございます。

11ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、12ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は121億1,639万8,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分1,290万円の増額により29億400万円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億6,855万円を差し引きいたしますと、当該年度末現在高見込額は137億5,184万8,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第58号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

東清剛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

5番 大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今の情勢でこういう災害が増えているわけですが、町債がどうしても増加していくと思うんですが、この災害復旧費、10月18日の豪雨に関しては、台風19号の国の補助金予算というのは、こちらには全然もう関係しなかったんでしょうか。ちょっとその点お聞きしたいと思います。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

ただいまの質問にお答えいたします。

台風19号につきましては、国から激甚指定がございましたが、この10月18日の豪雨につきましては、特に国からの支援はございません。

以上でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

これに関連しまして町長にお聞きしたいんですが、この災害復旧費に関して、国のほう
県のほうに、こういう予算要望といいますか、そういう活動という点について、町長の答
弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった災害につきましてはですね、担当のほうからそういった補助金が出るかと
かですね、そういったものを県等にも問い合わせた上で、また起債がどうい起債がかか
るのかということですね、問い合わせた上でこの予算化をさせていただいております。

東清剛議長

よろしいですね。

ほかに質疑される方は、10番 瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

あのですね、一般財源が5,300万円ぐらい財政調整基金ですか、入れていますね。これ
についてはですね、私の考えですけども、おそらく県、主に国からですね、後で補助金
が出てくるような気がするんですが、そういうことは結局執行部のほうで考えられている
かどうか。出てきたらこれ補正を組まんならんでね。

だから、7,000万円弱のうちの5,300万円がですね、結局財政調整基金を切り崩してお
るわけですから、その辺のところは、これで補助金が後で付いてくるかわからん。今、国
はですね、結局19号の対策でですね、相当な補正を組んでおるわけですからね。その点に
ついてどうですか。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

台風19号につきましては、国からはたくさんの支援がございました。また、先ほど瀧本
議員のほうからご質問いただきました内容につきましては、各担当より県のほうより、県
の状況を注視していただきまして、活用できる補助金等がございましたら、そちらの補助

金のほうを取りにいくようにさせていただきたいと考えております。

また、こちらの10月18日の豪雨につきましては、特別交付税の申請がございますので、特別交付税の申請はさせていただくように、財政課のほうでは準備を進めてございます。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方は。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

財源のところは先ほどの、私もお聞きしたいのを聞いていただいて、補助金とか地方債、一般財政調整基金からの繰り入れをですね、どういう基準でなされたのかなというのがだいたいわかりましたが、まだ説明不足のところがありましたら、どういう基準で決めたのかお話ししていただきたいと思います。

そして、もう1点ですね、13カ所とか40カ所とか、そういうお話はあったんですけども、合計の金額はやっぱり5,000万円、1件ずつは少ないと思うんですけども、大きいところとか、堆積なんかどういう災害であったか、説明をお願いしたいと思います。

そしてまた、皆さんが必要であれば、40カ所、50カ所の一覧表とか支出とかいただけたらと思いますがいかがですか。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

ただいまの質問にお答えいたします。

予算につきましては、災害復旧事業債ですとそれぞれの基準がございます、そちらの基準に適合したものを災害復旧事業債として計上させていただいております。

以上でございます。

東清剛議長

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

地方債につきましてはですね、5%以内というのは書いていただいておりますけども、今回の場合はどういうところから予定しておりますか、お伺いします。

そして、500万円とかという大きい工事もございますので、大まかなところだけでも、

こういう工事という説明をいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

東清剛議長

事業内容を説明できますか。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず農林水産課所管の災害復旧について、ご説明申し上げます。

まず農業用施設災害復旧費ですが、303万5,000円の内訳は全部で9カ所で、そのうち頭首工と取水口の河川部分で堆積土砂を撤去しないといけない部分が、それとあと農道等の復旧等でございます。

金額的にはですね、10数万円から40万円程度の小規模のものばかりでございまして、国庫補助の災害復旧の要件を満たすものは、農業の場合はございませんでした。

林業関係につきましては、全部で14カ所、715万3,000円でございます。こちらのほうにつきましてもですね、大きなもので90万円程度のものがございすけれども、土砂を撤去するだけでですね、現状、施設が被災をしてですね、構造物等が被災をし、それを復旧するような林道災害はございませんでしたので、こちらのほうもですね、県と相談の上、国庫補助金の補助災害の対象にはならないということですね、町単で処理をするということでございます。

以上でございます。

東清剛議長

宮原建設課長。

宮原俊也建設課長

それでは、建設課分でございますが、予算書の10ページでございます。

まずですね、国補町道道路災害復旧事業500万円でございますが、これは馬瀬地内の町道馬瀬奥1号線の路肩が崩落いたしましたので、これを復旧するものでございます。

その次に、町単道路災害復旧事業410万円でございますが、これは先ほどの国庫補助の測量設計費でございます。測量設計につきましては、国庫補助の対象になりませんので、町単のほうであげさせていただいております。

そのほかに、町道白浦1号線道路土砂撤去及び路面整正工事125万円というのがございます。

そのほか、側溝に溜まりました土砂の撤去ですとか、倒木の撤去ですとかというものが

5件ございます。

それから、町単河川災害復旧事業5,040万円でございますが、これはですね、町内全域の河川、それから排水路の44カ所ございまして、そのほとんどが堆積土砂の撤去でございます。大きなものを申し上げさせていただきますと、小松原地区の準用河川小松原谷川の河川堆積土砂撤去工事なんですけど、この河川につきましては5カ所ございまして、そのうちのその3が415万円、その4が455万円、その5が555万円、それから、三浦地区の準用河川太地川河川堆積土砂撤去工事が365万円というものでございます。

以上でございます。

東清剛議長

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

要望がないということで、今のところは一覧表はないんですけども、事前にお聞きしたこともありまして、よくわかりました。

そして、これらが今日可決されたら、何時だいたい終了するのかですね、年内とか春とか、どういう予定なんでしょうか、お聞きします。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

本日、ご可決賜りましたら、ただちにですね、こちらのほうの設計を進めてですね、業者のほうに発注をしまいたいと思っております。小さな規模のものが多いものですから、年度内には必ず終了させる予定で進めておりますので、さほど時間がかかるものはないと、農林水産課所管分につきましては、さほど時間のかかるものはないと考えております。

以上でございます。

東清剛議長

宮原建設課長。

宮原俊也建設課長

建設課分につきましても、早速、契約作業に入りまして、完成をですね、1月末を目指したいというふうに思っております。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方は。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

議事進行やったら先に優先しますけども。

わかりました、いいです。

2番 田島明良君。

2番 田島明良議員

今回の10月18日の豪雨災害は、レベル4ということで、全員避難という紀北町、そういう豪雨災害だとも思うんです。それで、多岐にわたっているという説明だったんですけども、ちょっと言葉では明細がわかりませんので、書類にしていっていただけないでしょうか。

おそらく50カ所以上なんかな、農林も含めて。ちょっと明細書をいただけないでしょうか。

東清剛議長

どうですか、答弁を誰かできますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

資料自体はございますので、後ほど提出でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

12番 入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議事進行、今、田島議員から質問がありましたけども、その関連やったんですけどもね、やはり資料があるんだったら、補正予算に関連する資料やったらね、こういうもんが、立派なもんつくってくれとるんやで、もう添付して配付してもらったほうがいいんじゃないですか。

その旨、議長からちょっとまたよろしいでしょうか。つくっておるんだからね。

東清剛議長

よくわかりましたので、町長いかがですか、配付して。

尾上町長。

尾上壽一町長

提出のほうさせていただきます。

東清剛議長

配付のためその場で休憩いたします。

(午前 9時 55分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 57分)

東清剛議長

今の入江議員の議事進行について、配付をしたんでよろしいですね。

ほかに質疑される方は。

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほど予算計上項目とかですね、金額とか、今、配られた工事箇所がありますけども、これは一体誰の、なんか提案っていうんかね、例えば地域住民がこういう災害箇所がある、あるいは議員がですね、地域の皆さんの声を吸い上げて役場に提出する、あるいは役場の職員の方が現場を見て、こういう工事があると。いろいろな声があつてね、工事を工事として役場が採用されると思うんですけども、そのシステムとか何かあるんでしょうか。質問いたします。

例えば、私が上里の自治会の人と協議してですね、こういう箇所があるんで、是非復旧してほしいと、例えばそういう話がおるのかどうかね、例えばここへ載ってないあれだつていっぱいあるんですよ。だから、その辺のことを各議員もいろいろ地域との連携があると思うんで、この際はっきりしていただきたいなと思っています。

以上です。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このシステムはございます。まずは災害調査というものを職員が、災害の場合ですね、行きます。それで災害調査が行って、一応情報が入って、それから担当課がそれぞれの地区へ出かけてやります。それと日常的な部分の要望等はですね、地区、自治会等からあがってきてやりますので、例えばこれで漏れているところがあれば、また、自治会等からの要望ですね、その後あった時は、その自治会からの要望というような感覚の部分と、災害の復旧の部分とは少しシステムが違いますので、災害復旧は1日でも早く災害復旧しなければいけないということで、職員がまず調査に回り、それからそれぞれの担当が調査し、国や県に要望するところは要望し、町でやるべきところはやると、そういうシステムになっております。

東清剛議長

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の話でですね、自治会との協議でなんかそういうのが出てくるのかね、まったく町民が独自で役場のほうに出してもいいのか、その辺もう一遍明確にしてください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはですね、そういうご意見のお電話等もございますし、そういう現状をですね、伝えてくれる方もございます。その前にいつもですと、台風の明くる日に災害調査に入りますので、目に届くところはですね、把握しながらということで、その中で住民の方からもこうなるとるよというお電話もいただきますんで、それらも精査しながら復旧計画を立てていくということです。

東清剛議長

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほどの町会議員が、こういう案件があるよということも言ってもいいわけですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

気づいたことがあれば伝えていただくのは結構だと思います。

東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

東清剛議長

これで本日の会議を閉じます。

それではこれで、令和元年第4回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 01分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 元 年 11 月 29 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 宮地 忍

紀北町議会議員 田島明良